

令和8年6月

伊那市議会定例会議案書

(関係資料)

令和8年6月5日

令和 8 年 6 月伊那市議会定例会議案目次

議案第 1 号	市道路線の変更及び認定について……………	3
議案第 1 号関係資料(1)	市道路線変更位置図……………	5
議案第 1 号関係資料(2)	市道路線変更位置図……………	6
議案第 1 号関係資料(3)	市道路線認定位置図……………	7
議案第 2 号	伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例……………	8
議案第 3 号	伊那市耕地事業に関する条例の一部を改正する条例……………	11
議案第 4 号	伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例……………	14
議案第 4 号関係資料	伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 説明 資料……………	16
議案第 5 号	伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	18
議案第 6 号	伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	21
議案第 7 号	令和 8 年度伊那市一般会計第 1 回補正予算について……………	24
議案第 8 号	令和 8 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 1 回補正予算について……………	25

議案第 1 号

市道路線の変更及び認定について

別紙のとおり市道路線の変更及び認定を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

（提案理由）

上記路線は、東原工業団地整備に伴い、路線を整備するため、提案するものであります。

(議案第1号別紙)

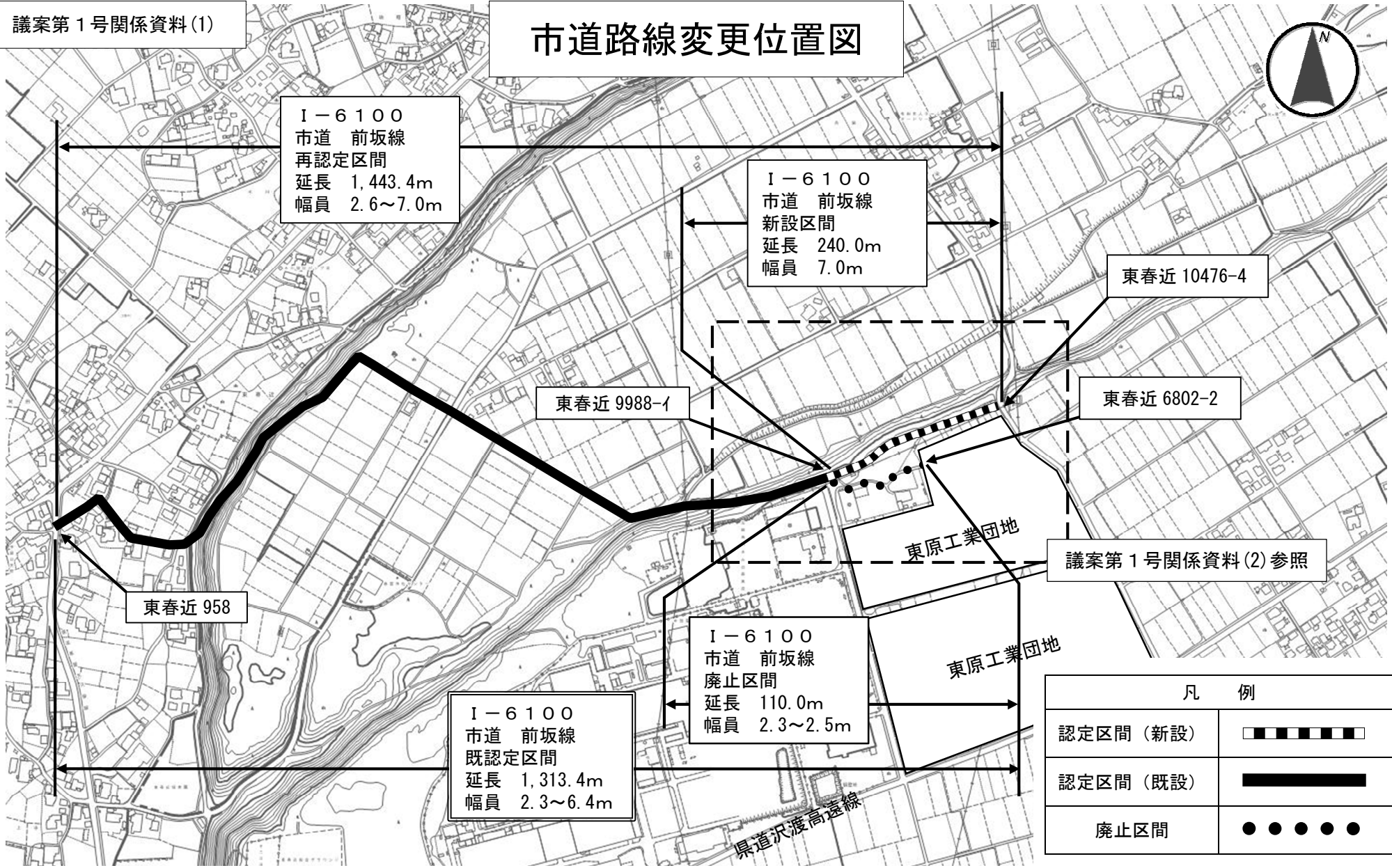
変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-6100	前坂線	前	東春近 958番先	東春近 6802番2先		メートル 1,313.4	メートル 2.3~6.4
		後	東春近 958番先	東春近 10476番4先		1,443.4	2.6~7.0

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-6386	東原36号線	東春近 9983番3先	東春近 9983番1先		メートル 140.0	メートル 2.3~4.0

市道路線変更位置図



凡 例	
認定区間 (新設)	
認定区間 (既設)	
廃止区間	

市道路線変更位置図



I-6100
市道 前坂線
新設区間
延長 240.0m
幅員 7.0m

東春近 10476-4

東春近 9988-1

東春近 6802-2

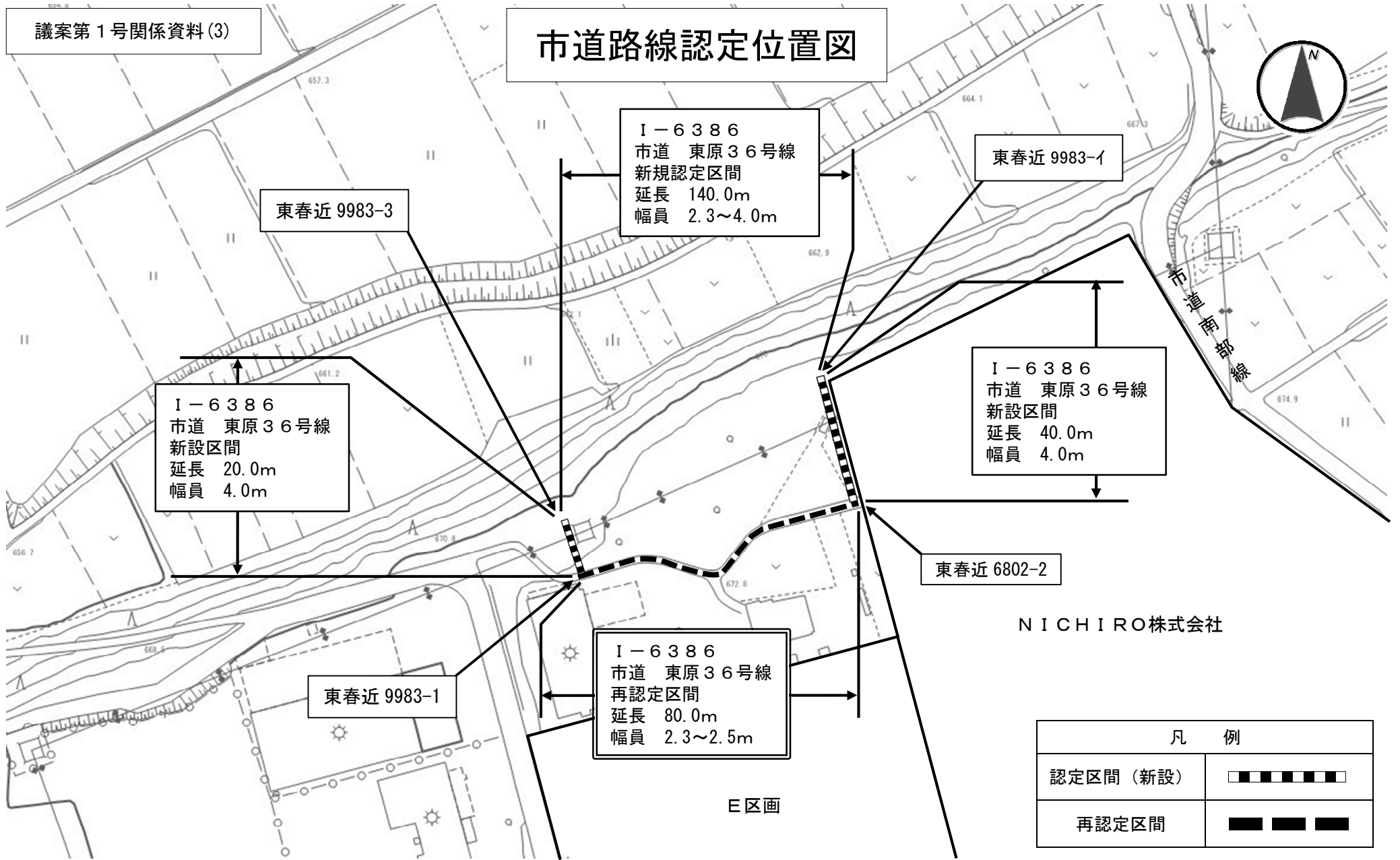
I-6100
市道 前坂線
廃止区間
延長 110.0m
幅員 2.3~2.5m

N I C H I R O 株 式 会 社

凡 例	
認定区間 (新設)	
認定区間 (既設)	
廃止区間	

E 区画

市道路線認定位置図



東春近 9983-3

I-6386
市道 東原36号線
新規認定区間
延長 140.0m
幅員 2.3~4.0m

東春近 9983-1

I-6386
市道 東原36号線
新設区間
延長 20.0m
幅員 4.0m

I-6386
市道 東原36号線
新設区間
延長 40.0m
幅員 4.0m

東春近 6802-2

NICHIRO株式会社

東春近 9983-1

I-6386
市道 東原36号線
再認定区間
延長 80.0m
幅員 2.3~2.5m

E区画

凡 例	
認定区間 (新設)	
再認定区間	

議案第 2 号

伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例

伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

(提案理由)

小黒川溪谷キャンプ場利用料金のうち環境保全費の改定等を行うため、提案するものであります。

(議案第2号別紙)

伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例

伊那市キャンプ場条例（平成18年伊那市条例第251号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表（第9条関係） （1）小黒川溪谷キャンプ場利用料金				別表（第9条関係） （1）小黒川溪谷キャンプ場利用料金			
区分	単位		利用料金	区分	単位		利用料金
キャビン	略			キャビン	略		
	環境保全費	1人1回	<u>300円</u>		環境保全費	1人1回	<u>500円</u>
オートキャンプサイト	略			オートキャンプサイト	略		
	環境保全費	1人1回	<u>300円</u>		環境保全費	1人1回	<u>500円</u>
テントサイト	略			テントサイト	略		
	環境保全費	1人1回	<u>300円</u>		環境保全費	1人1回	<u>500円</u>
ペットサイト	略			ペットサイト	略		
	環境保全費	1人1回	<u>300円</u>		環境保全費	1人1回	<u>500円</u>
略				略			
コイン式シャワー		<u>1回(5分間)</u>	<u>300円</u>	シャワー室		<u>1人1回</u>	<u>300円</u>
マレットゴルフ用具		1組	300円	マレットゴルフ用具		1組	300円

旧	新
(2)～(3) 略 備考 略	(2)～(3) 略 備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

議案第 3 号

伊那市耕地事業に関する条例の一部を改正する条例

伊那市耕地事業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 5 日 提出

伊那市長 吉 田 浩 之

(提案理由)

県営及び団体営事業の負担金の額について所要の改正を行うため、提案するものであります。

(議案第3号別紙)

伊那市耕地事業に関する条例の一部を改正する条例

伊那市耕地事業に関する条例（平成18年伊那市条例第139号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
(負担金の額)				(負担金の額)			
第5条 負担金の額は、事業費に次の区分による率を乗じて得た額とする。				第5条 負担金の額は、事業費に次の区分による率を乗じて得た額とする。			
工種の種類	県営事業	団体営事業	市単事業	工種の種類	県営事業	団体営事業	市単事業
第2条第1項 第1号の工事	<u>100分の10以内</u>	<u>100分の10以内</u>	100分の30以内	第2条第1項 第1号の工事	<u>100分の19以内</u>	<u>100分の15以内</u>	100分の30以内
第2条第1項 第2号の工事	<u>100分の10以内</u>	<u>100分の10以内</u>	100分の30以内	第2条第1項 第2号の工事	<u>100分の19以内</u>	<u>100分の15以内</u>	100分の30以内
第2条第1項 第3号の工事	<u>100分の10以内</u>	<u>100分の10以内</u>	100分の30以内	第2条第1項 第3号の工事	<u>100分の19以内</u>	<u>100分の15以内</u>	100分の30以内
第2条第1項 第4号の工事	<u>100分の10以内</u>	<u>100分の10以内</u>	100分の30以内	第2条第1項 第4号の工事	<u>100分の19以内</u>	<u>100分の15以内</u>	100分の30以内
略				略			
第2条第1項 第6号の工事	<u>100分の10以内</u>	<u>100分の10以内</u>	100分の30以内	第2条第1項 第6号の工事	<u>100分の19以内</u>	<u>100分の15以内</u>	100分の30以内

旧	新
2 略	2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

(提案理由)

消防団再編による定員の削減等を行うため、提案するものであります。

(議案第4号別紙)

伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年伊那市条例第165号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(定員) 第2条 団員の定員は、 <u>915人</u> とする。	(定員) 第2条 団員の定員は、 <u>847人</u> とする。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第4号関係資料

伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 説明資料

組織及び定員に係る具体的な変更は、「伊那市消防団の組織及び階級等に関する規則」の一部改正により対応します。

1 団本部

消防団本部主任の定数を2人から1人に変更する（増減 -1人）。

2 西部方面隊

(1) 伊那分団

変更なし

(2) 西箕輪分団

班長・団員の定数を64人から54人に変更する（増減 -10人）。 【変更後の分団総定員数60人】

(3) 西春近分団

班長・団員の定数を84人から64人に変更する（増減 -20人）。 【変更後の分団総定員数70人】

3 中部方面隊

変更なし

4 東部方面隊

(単位：人)

改正前				
分団名	部	班	管轄地区	現員
第1分団	本部			38
	第1部		東高遠（若宮・殿坂・二番郭内・三番・花畑・五番・鍛冶村・田ノ口・除組）	
	第2部		西高遠（鉾持・常盤・諸町・宮本・袋町・千年町・多町・相生・神明団地・新町・番匠・旭町・清下東・横町・高砂・本町・仲町・霜町・梅町・稲持・島畑・桜町）	
第2分団	本部			79
	第1部	1班	的場・弥勒・板山・野笹・中村	
		2班	塩供・中条・黒沢・四日市場・栗田	
		3班	川辺・原・宮沢・新井・久保・那木沢・宮原・両日向・中央	
	第2部	1班	台殿・北原・荒町・水上	
		2班	御堂垣外・松倉・片倉	
第1分団及び第2分団合計				117
第3分団	本部			114
	第1部	1班	上山田	
		2班	下山田	
	第2部	1班	小原	
		2班	勝間	
	第3部	1班	非持山・非持	
		2班	溝口・黒河内	
3班		中尾・市野瀬・杉島・浦		
	機能班	長谷の区域		
東部方面隊合計				231

改正後					
分団名	部	班	管轄地区	改正定員	増減
第1・2分団	本部			100	
	第1部	1班	東高遠（若宮・殿坂・二番郭内・三番・花畑・五番・鍛冶村・田ノ口・除組）		
		2班	西高遠（鉾持・常盤・諸町・宮本・袋町・千年町・多町・相生・神明団地・新町・番匠・旭町・清下東・横町・高砂・本町・仲町・霜町・梅町・稲持・島畑・桜町）		
		機能班	高遠・長藤・三義・藤澤地区		
	第2部	1班	的場・弥勒・板山・野笹・中村		
		2班	塩供・中条・黒沢・四日市場・栗田		
		3班	川辺・原・宮沢・新井・久保・那木沢・宮原・両日向・中央		
		機能班	高遠・長藤・三義・藤澤地区		
	第3部	1班	台殿・北原・荒町・水上		
		2班	御堂垣外・松倉・片倉		
機能班		高遠・長藤・三義・藤澤地区			
第1・2分団合計				100	-17
第3分団	本部			94	-20
	第1部	1班	上山田		
		2班	下山田		
		3班	小原		
		4班	勝間		
	機能班	上山田・下山田・小原・勝間地区			
	第2部	1班	非持山・非持		
2班		溝口・黒河内・中尾・市野瀬・杉島・浦			
機能班		長谷の区域			
東部方面隊合計				194	-37

議案第 5 号

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 1 7 9 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

(議案第5号別紙)

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例(平成18年伊那市条例第167号)の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊那市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、令和8年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた伊那市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償(以下「葬祭補償」という。)について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前

の例による。

- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の伊那市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

議案第 6 号

伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

(議案第6号別紙)

伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成18年伊那市条例第203号)の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

(伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例(平成18年伊那市条例第206号)の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、自動車運送事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、自動車運送事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 7 号

令和 8 年度伊那市一般会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 8 年度伊那市一般会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之

議案第 8 号

令和 8 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 8 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

伊那市長 吉 田 浩 之